「余市町自治基本条例」を学ぼう! 第1回

4月1日より施行された「余市町自治基本条例」について、町民の皆さんにもっと知ってもらうため4回に分けて内容を紹介します。

Q なぜ、この条例を作ったの?

A まちづくりを進めるうえで、町民の皆さんの協力が不可欠です。これまでも町民の皆さんと協働のまちづくりを進めるため、町政懇談会やパブリックコメントなどにより、皆さんの声を町政の推進に活かせるよう取り組んできましたが、「町民自らの意思に基づいた自治の実現」を図るために、町民、議会及び町の役割や責務、まちづくりの取り組みなどを明確にした「余市自治基本条例」をつくりました。

余市町自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、 議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。

Q まちづくりを進めるうえでの基本原則は?

A この条例の目的である「町民自らの意思に基づいた自治の実現を図る」ためには、皆さんがまちづくりの主役として平等であり、常に情報を共有し、自治を担う人材を育成することが重要になります。そのため「主体的な取り組み」「人権の尊重」、「情報の共有」、「人材育成及び協働」の4つの基本原則を定めています。

余市町自治基本条例

(基本原則)

- 第4条 余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。
- 2 まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。
- 3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。
- 4 町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。

Q 私たちは何をすればいいの?

A これまでも、町民の皆さんの協力を得ながら、まちづくりを進めてきましたが、 地方分権が進み、町を取り巻く環境も大きく変化してきており、これまで以上に、 皆さんとともに、協働によるまちづくりに取り組むことが大切になってきました。 この条例ができたことにより、町民の皆さんが、まちづくりに関することを考え、さまざまな 活動や町政に参加しやすくなりました。

余市町自治基本条例

(町民の基本姿勢と役割)

- 第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。
- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。
- 3・4 略
- 5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

(町民参加)

- 第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本と します。
- 2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。
- 3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しない ことによって不利益な扱いを受けるものではありません。

プ ワンポイント講座

・・・本条例で使用されている用語の定義について説明します・・・

『町民』とは

余市町に住所を有する人に限らず、町内に通勤・通学する人、町内で事業活動その他の活動 を行う団体や個人なども含めて定義しており、より多くの知識や意見が集まり、まちづくり に反映されることとなります。

『まちづくり』とは

道路や公園などの社会資本整備に限らず、生活するうえでの保健や福祉、教育、産業振興など幅広い分野において、町民が「住みよく安心して暮らせるまち」をつくっていくためのすべての活動のことを指しています。



◇■◇◇■◇◇■◇ 余市町自治基本条例の概要 ◇■◇◇■◇◇■◇

この条例は、前文から始まり全37条の条文で構成しています。

前文

前文は、条例制定の趣旨を明確にするとともに、条例制定の背景や条例の基本理念および意義について記載しています。

第1章 総則(第1条~第4条)

この条例の目的である「町民自らの意思に基づいた自治の実現」と条文で使用している町民や事業者などの用語の意義や基本理念および基本原則について定めています。

第2章 町民(第5条~第10条)

まちづくりの主体としての町民及び事業者の役割のほか、知る権利や参加する権利、町民からの意見公募、町民活動について定めています。

第3章 議会(第11条・第12条)

議会及び議会議員の責務について定めています。

第4章 町(第13条~第18条)

町長をはじめ町職員の責務のほか、将来に向けたまちづくりの基本となる総合計画の策定、 財政運営、災害や不測の事態に対応するための危機管理について定めています。

第5章 まちづくり (第19条~第29条)

住みよく安心して暮らせるまちをつくるため、子育てや教育及びコミュニティの推進、保健、 医療及び福祉の連携、産業の振興のほか、町政に関する情報の公開や共有、意見交換、個人情 報の保護について定めています。

第6章 住民投票(第30条)

町政に関する重要な事項について、町民の意思確認することのできる住民投票について定めています。

第7章 交流・連携(第31条~第34条)

広域的な課題の解決やまちづくりのために、国や北海道などの関係機関や様々な人々との交流・連携について定めています。

第8章 条例の位置付けと見直し(第35条~第37条)

この条例を最大限に尊重することや本町にふさわしく社会情勢に適合しているかの検討及び見直しについて定めています。

